

第3章 犯罪被害者団体アンケート調査

本章では、被害者団体の代表者及び会員に向けたアンケート調査結果を示していく。被害者団体調査においては、本調査への協力を承諾する公募団体数が少なく（6 団体）、統計的分析を行うことは困難である。本章のデータについては取り組み事例を反映した参考値として定性分析を中心に、分析結果を示す。

3-1 代表者向け調査

代表者向け調査結果を団体概要、活動実態、運営上の課題・支援ニーズの 3 つの視点から集計・分析する。

3-1-1 団体の概要

(1)法人形態

法人格の有無に関しては、回答団体のすべてが「法人格を有していない」と回答している。

図表 3-1 法人形態の有無

有していない	6 (100.0%)
有している	0 (0.0%)
合計	6 (100.0%)

(2)事務所形態

事務所の形態としては、「独立した事務所がある」との回答が 3 団体、「代表者の自宅などを事務所にしている」が 2 団体、「事務所はない」が 1 団体となっている。必ずしも十分な拠点が整備できない環境下で活動をしている状況がうかがえる。

図表 3-2 事務所の形態

独立した事務所がある	3 (50.0%)
他団体と共同で利用する事務所がある	0 (0.0%)
代表者の自宅などを事務所にしている	2 (33.3%)
代表者以外の会員の自宅などを事務所にしている	0 (0.0%)
事務所はない	1 (16.7%)
その他	0 (0.0%)
合計	6 (100.0%)

(3)活動領域

団体が活動対象としている被害領域として、「被害領域を定めて活動している」との回答

が5団体と多数を占め、「犯罪被害全般を対象としている」との回答は1団体にとどまっている。多くの団体が、一定の被害領域に絞った活動を展開している様子がうかがえる。

図表 3-3 活動対象としている被害領域

犯罪被害全般を対象としている	1 (16.7%)
被害領域を定めて活動している	5 (83.3%)
合計	6 (100.0%)

被害領域を定めて活動している団体に対して、その被害領域をたずねると、「殺人」が2団体、「交通被害」が2団体、「暴行・傷害」が1団体、「少年による被害」が1団体となっている（複数回答あり）。

図表 3-4 活動対象としている被害領域

殺人	2 (40.0%)
暴行・傷害	1 (20.0%)
交通被害	2 (40.0%)
性的被害	0 (0.0%)
少年による被害	1 (20.0%)
児童虐待	0 (0.0%)
DV	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
回答件数	5

(4)会員数・構成

①会員数

団体に所属する会員数（平成21年9月1日現在）としては、26～50名が1団体、101～150人が2団体、300人以上が1団体となっている。会員数は数十から数百というところが多い様子がうかがえる。

図表 3-5 会員数

1～25人	0 (0.0%)
26～50人	1 (16.7%)
51～75人	0 (0.0%)
76～100人	0 (0.0%)
101～150人	2 (33.3%)
151～200人	0 (0.0%)
201～250人	0 (0.0%)
251～300人	0 (0.0%)
300人以上	1 (16.7%)
無回答	2 (33.3%)
合計	6 (100.0%)

②被害領域別会員構成

被害領域ごとの会員構成については、前述の通り、被害領域を定めている団体については当該被害領域の被害に遭われた会員のみの構成になっている。

図表 3-6 被害領域別会員数

	会員数 (人)	被害類型別内訳(%)							
		殺人	暴行・傷害	交通被害	性的被害	少年による被害	児童虐待	DV	その他
団体A(交通事故)	114	0	0	100	0	0	0	0	0
団体B(特定事件)	(無回答)	100	0	0	0	0	0	0	0
団体C(少年犯罪)	50	0	0	0	0	100	0	0	0
団体D(被害全般)	361	40	20	10	5	10	0	10	5
団体E(特定領域)	(無回答)	83	17	0	0	0	0	0	0
団体F(交通事故)	150	0	0	100	0	0	0	0	0

③会員数の増減傾向

最近1年程度における会員数の増減傾向としては、「増減はあるが同水準で推移している」、「やや減少している」との回答がそれぞれ2団体ずつ、「増加している」、「やや増加している」との回答がそれぞれ1団体ずつとなっている。

図表 3-7 会員数の増減傾向

増加している	1 (16.7%)
やや増加している	1 (16.7%)
増減はあるが同水準で推移している	2 (33.3%)
設立時から増減はない	0 (0.0%)
やや減少している	2 (33.3%)
減少している	0 (0.0%)
無回答	0 (0.0%)
合計	6 (100.0%)

④会員数の増減要因

会員数の増減の要因としては、増加している団体では、犯罪の発生が減っていないため、また被害者も減らないため、今まで求められながらも行われてこなかった権利回復活動を開始したため、団体の認知度が高まったため等が挙げられている。一方で、減少要因としては、会員の死亡・高齢化による減少や、犯罪被害者等基本法の制定による被害者支援環境の改善（権利侵害の減少、情報入手環境の改善、公的機関での相談機会の増加等）の可能性が挙げられている。

図表 3-8 会員数の増減要因

	回答内容
増加要因	● 私たちの会をいろいろなところで紹介してもらっているの、それを見たり紹介されたりして被害者、被害者遺族の人から連絡が入るようになった。 ● 犯罪被害補償を求める運動は、私たちが新しく開始したばかりで、今までは中断されていた。 ● 犯罪が発生する以上、入会希望者が増えている。
減少要因	● 現会員の高齢化による若干の減と、交通死傷被害者の新規加入が少ないため。後者の要因として考えられるのは、犯罪被害者等基本法の制定とその後の施策により、被害者等の権利侵害（二次被害）例が減ったのか、それとも、インターネット上で情報を得られる、または、公的機関で相談が受けられる機会が増えた等が挙げられるが、確定的ではない。 ● 会員の死亡による減少。

3-1-2 団体の活動実態

(1)活動実績

団体で実施している活動項目は、広報活動（「ニュースレター・機関紙などの発行」、「ホームページの開設」、「インターネット掲示板の運営」）、被害者支援活動（「会員同士の交流会や自助グループの開催」、「勉強会・学習会の開催」、「会員の裁判の傍聴・付き添い支援」、「会員への生活資金・訴訟費用などの給付・貸与」）、社会啓発活動（「陳情や署名活動など行政への働きかけ」、「啓発のためのシンポジウムなどの開催」）に分類することができる。これらのうち、多くの団体で実施されており、一般的な活動とみることができるのは、広報活動のうち「ニュースレター・機関紙などの発行」、「ホームページの開設」、被害者支援活動のうち「会員同士の交流会や自助グループの開催」、「勉強会・学習会の開催」、「会員の裁判の傍聴・付き添い支援」、社会啓発活動のうち、「陳情や署名活動など行政への働きかけ」、「啓発のためのシンポジウムなどの開催」等である。一方、「会員への生活資金・訴訟費用などの給付・貸与」や「インターネット掲示板の運営」は実施している団体が少ない。

平成20年度における活動実績をみると、広報活動である「ニュースレター・機関紙などの発行」（年間平均6.2回発行）や「ホームページの開設」（同9.4回更新）は、1～2カ月に1度の頻度で新しいコンテンツを送付していることが分かる。被害者支援活動のうち、会員間の交流促進や知識向上を目的とした「会員同士の交流会や自助グループの開催」（年間平均9.6回実施、212人参加）、「勉強会・学習会の開催」（同7.5回、70人）は、年間10回弱の開催で、1回あたり10～20名程度の参加により実施されていることが読み取れる。また、被害者への直接支援を目的とした「会員の裁判の傍聴・付き添い支援」（同6.5公判で実施）

は被害案件の状況により、年数回・数件程度の頻度で実施されていると思われる。社会啓発活動としては、「陳情や署名活動など行政への働きかけ」（年間平均 4.3 回実施）、「啓発のためのシンポジウムなどの開催」（同 1.0 回実施、232.5 人を集客）は、年 1～数回の実施で、多くの人数の参加・集客により実現していることがうかがえる。なお、「会員への生活資金・訴訟費用などの給付・貸与」については実施している団体は 1 つと少なくなっている。

図表 3-9 団体で実施している活動項目及び実績

	実施している 団体数	活動実績（H20年度平均値）	
会員同士の交流会や自助グループの開催	5	開催回数	9.6回
		参加者延べ人数	212.0人
勉強会・学習会の開催	4	開催回数	7.5回
		参加者延べ人数	70.0人
陳情や署名活動など行政への働きかけ	4	実施件数	4.25件
会員の裁判の傍聴・付き添い支援	4	支援対象となった 公判延べ回数	6.5回
会員への生活資金・訴訟費用などの給付・貸与	1	給付総額	58万円
		給付者延べ人数	無回答
		貸与総額	無回答
		貸与者延べ人数	無回答
ニュースレター・機関誌などの発行	6	発行回数	6.2回
ホームページの開設	5	更新回数	9.4回
インターネット掲示板の運営	2		
啓発のためのシンポジウムなどの開催	4	開催回数	1.0回
		参加者延べ人数	232.5人

（2）注力している活動

団体が力を入れている活動、団体ならではの活動としては、社会に対する啓発活動、司法・立法・行政への現状改善に向けた要請活動、関係機関との連携、会員間の交流促進、被害者支援等が挙げられた。

図表 3-10 力を入れている活動

	回答内容
社会に対する 啓発活動	● 交通死傷被害ゼロを目指す啓発活動や被害者の視点からの政策提起にも力を入れている。A)命の教育と結びつけた体験講和や「いのちのパネル展」、B)フォーラム交通事故の主催、C)会報の活用等。 ● 講演会、研修会等で被害者救済を訴える。メディアの活用（取材を受け報道してもらい、記者会見を開き、レク、あるいは報道してもらい。テレビやビデオの番組に出演する）。 ● 1年に1回集会を行う（被害者が思いを話す場所であると同時に、関係者の人、一般の人たちと一緒に時間を共有する事でお互いの理解を深める）。 ● ニュースの発行による一般市民へ被害者の実情を知ってもらう活動。

	● 該当啓発活動。
司法・立法・行政への現状改善に向けた要請活動	● 交通事故被害者に特有な課題も含め、被害者等の尊厳と権利の回復、切実な願い実現のため、全面的で系統的な会の要望事項を毎年策定し、関係機関に対し要請活動を行っている。 ● 少年法の運用を見続けて被害者の現状改善に向けた活動。 ● 犯罪被害者の権利確立を求めて法改正の要望を提案 ● 国会議員へのロビー活動。
関係機関との連携	● 知る権利確立のため、交通事故調書の捜査段階での開示や公判前整理手続きへの被害者側参加の問題等、要請行動も重要視している。 ● 活動方針について、弁護士と月一回会議に参加。 ● 活動方針について破産管財人と随時召集会議に参加。
会員間の交流促進	● 年一回の追悼集会。 ● 会員の交流。 ● 研究会。
被害者支援	● 少年犯罪により被害にあった人への情報提供。 ● 未解決事件のための街角ビラ配布。 ● 心のケア（グループカウンセリング、カウンセラーの個別支援）。 ● 法律相談（弁護士によるアドバイス）。
その他	● 同じような被害者の掘り起こし。

(3)財政的な理由からできないまたは十分できない活動

財政的な理由から、できないまたは十分できない活動としては、会員間の交流促進、事務所・専従者の拡充等が挙げられている。

図表 3-11 財政的な理由からできない活動

	回答内容
会員同士の交流	● 広い北海道で活動しているが、道内各地の被害者の掘り起こしと現会員同士の交流のための地域部会を持ちたいが、交通費や会場費の手当てがないのでできない（人的問題もあるが）。 ● 全国の会員相互の交流は交通費の面を考えると困難である。 ● 地方における交流会の開催を増やす。
事務所・専従者の拡充	● 事務所の設営、事務所常駐人材、定例会または会議をする場所、追悼会等準備や実行するときの手伝い。 ● 専従員の常駐。電話相談等がきめ細かく、行い難い。
その他	● ロビー活動、交付活動、大規模な署名活動。

(4)財政状況

①年間予算規模

団体の平成 20 年度の年間予算規模としては、30 万円～1,200 万円までさまざまであり、多くの団体は年間数十万円～百数十万円で活動している様子が見える。

図表 3-12 年間予算規模

50万円未満	1 (16.7%)
100万円未満	1 (16.7%)
200万円未満	2 (33.3%)
500万円未満	1 (16.7%)
1000万円以上	1 (16.7%)
無回答	0 (0.0%)
合計	6 (100.0%)

②財源構成

財源構成も団体により多様であるが、「会員・賛助会員からの会費」、「個人や企業などからの寄付」を中核的な財源として挙げている団体が多い一方で、会員からの会費を徴収していない団体もあり、全財源を「民間助成団体からの助成金」で賄っている団体や、出版物の印税により一定の収入を得ている団体も見られる。

図表 3-13 財源構成

財源	構 成 比 率						
	0%	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～99%	100%
会員・賛助会員からの会費	3団体		1団体			1団体	1団体
個人や企業などからの寄付	4団体	2団体					
民間助成団体からの助成金	3団体	1団体					2団体
行政からの補助金・委託費など	5団体	1団体					
その他	4団体	1団体					1団体

③財政状況

諸活動の運営にあたり、財政状況についてどのように感じているかをたずねたところ、「苦しい」とする回答が 3 団体、「やや苦しい」が 2 団体、「余裕はないが苦しくもない」が 1 団体となっており、全体的に、財政状況が厳しい状況が見える。

図表 3-14 財政状況

苦しい	3 (50.0%)
やや苦しい	2 (33.3%)
余裕はないが苦しくもない	1 (16.7%)
やや余裕がある	0 (0.0%)
余裕がある	0 (0.0%)
無回答	0 (0.0%)
合計	6 (100.0%)

④団体運営において負担の重い費用

財政状況が「苦しい」、「やや苦しい」と回答した団体に負担が重い費用について尋ねたところ、事務所費用、交通費、郵送・通信費、集会会場借料等の回答があった。交通費やその他の活動費を団体メンバーの自己負担に頼っているとの回答もみられている。

図表 3-15 負担の重い費用

回答内容
● 今までは代表の負担が多くなり大変だったが、個人より大きな寄付金を頂いたので、少し楽になりました。でも、その寄付がなければ大変だったと思う。事務局の通信費、コピー機代、集会での経費等。 ● 事務所費、会員情報誌の発行、配布。 ● 旅費・交通費、郵送料、会場場所の借料。 ● 事務所の維持管理等の運営費、活動費の大半を運営メンバーの自己負担に頼っている。 ● 世話人会開催（毎月1日）や支援等の行動力の交通費の大半が自己負担であること。また、広い北海道内において活動しているので、会員が総会等に参加する交通費負担が大きい。現在は、概ね個人負担だが、やはり遠くの人参加が困難となる。啓蒙のためのパネル展示にも取組んでいるが、北海道共同募金会からの助成で物品購入はできても、交通費等の経費は個人負担となっており、これも負担である。 ● 財源としている寄付は、本来被害者や遺族の経済的被害回復のために破産財源に組み入れる趣旨の個人からの厚意であるが、それを被害者の会の活動に当てざるを得ない。

3-1-3 運営上の課題・支援ニーズ

(1) 運営上困っている点

団体を運営していくに際して、困っている事項をたずねた。

「非常に困っている」、「やや困っている」との回答が多かったのは、「仕事や家庭の都合で会の活動が十分にできない」、「自分の後継者・リーダーが育たない」であり、「会員がすぐやめてしまう」では「全く困っていない」との回答が多く見られた。

図表 3-16 運営上困っている点

	非常に 困っている	やや 困っている	どちらとも いえない	あまり 困っていない	全く 困っていない	無回答
会員が集まらない	0	1	1	1	2	1
会員がすぐやめてしまう	0	0	1	0	4	1
団体の存在が社会に知られていない	0	2	1	2	1	0
仕事や家庭の都合で会の活動が十分にできない	1	2	0	1	1	1
自分の後継者・リーダーが育たない	1	2	0	1	1	1

その他には、下表のような回答が見られている。

図表 3-17 運営上困っている点（自由回答）

回答内容
● 被害の当事者の集まりであることから、活動を通じて交流が深まり、そのことは互いが回復する上で大きな支えになっている。しかし、その反面で、活動や交流、運営の中で会員同士が傷つけあうこともしばしば起こる。これは、家族間でもそうであるように被害者が精神的に不安定で傷つきやすく、相手を受け入れる余裕もなくなってしまうことに起因すると思われる、言わば宿命的な問題かもしれないが、その分運営に当たる者の負担は大きい。自助グループの活動にはこうした問題が付随することをご理解願いたい。 ● 活動を始めて日が浅いので、困っているというより、まだ努力が足りない。しかし、活動を強めるためには、財政を強化しなければならない。 ● 第3者の支援、協力が欲しい ● 国に提言できる団体が他にない。

(2) 行政機関からの支援

① 行政機関からの支援の有無

行政機関からの支援（人的・物的支援、財政支援等）を受けているかの状況をたずねたところ、都道府県及び市区町村からの支援を受けている団体がそれぞれ3団体ずつ。一方で、警察からの支援を受けているのは1団体、国からの支援を受けている団体はなかった。

②行政機関からの支援の内容

受けている支援の内容は、都道府県からは「広報誌・広報番組での取り上げ」、「補助金などの交付」、市区町村からは「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」等の回答が比較的多かった。

図表 3-18 行政機関からの支援の有無、支援の内容

支援元	支援を受けている団体数	内訳
国	0	
都道府県	3	補助金などの交付2、会合の際の場所の提供1、研修会・講演会への講師派遣1、広報誌・広報番組での取り上げ3、ポスター・パンフ類の備付け・掲示1
市町村	3	会合の際の場所の提供1、広報誌・広報番組での取り上げ1、ポスター・パンフ類の備付け・掲示2
警察	1	研修会・講演会への講師派遣1、広報誌・広報番組での取り上げ1

③行政機関に望む支援の内容

どのような支援を望むかについては、国に対しては「補助金などの交付」、「広報誌・広報番組での取り上げ」、都道府県には「会合の際の場所の提供」、「補助金などの交付」、「事務所用としての庁舎の無償又は減免による貸与」、「広報誌・広報番組での取り上げ」、市町村には「会合の際の場所の提供」、「広報誌・広報番組での取り上げ」、「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」、警察には「広報誌・広報番組での取り上げ」、「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」への回答が多くなっている。補助金等資金的支援については国に対する期待が大きい。一方、都道府県には活動拠点等を含め、より広範な支援を求めていることが分かる。また、全般的に広報関係の要望が強く、行政機関の協力により、団体の知名度向上を図りたいという要望が強いことがわかる。

図表 3-19 行政機関に望む支援の内容

支援元	補助金などの交付	会合の際の場所の提供	事務所用としての庁舎の無償又は減免による貸与	研修会・講演会への講師派遣	広報誌・広報番組での取り上げ	ポスター・パンフ類の備付け・掲示	無回答
国	4	2	0	2	3	2	1
都道府県	3	5	3	1	3	2	1
市区町村	2	5	1	0	4	3	1
警察	0	1	0	0	4	3	2

④その他の意見・要望

その他、自由な意見・要望としては、下記のコメントが寄せられた。

図表 3-20 意見・要望

回答内容
● 被害者団体の活動に、財政支援をお願いしたい。当会は現在、財団法人より団体支援ということで、運営費（年間百万円）、事務所の提供及び兼務の事務局長派遣という貴重な支援を受けて活動が成り立っている。民間とは言え、半ば公的な支援という全国でも希な貴重な例と思うが、本筋からすれば行政機関からの直接の財政支援があつて然るべきと考える。諸外国で例があると聞いているが、民間の被害者団体の活動に対し、前年の活動実績に応じて国が地方公共団体を通して財政援助をするという制度の実現を求める。 ● 被害者の権利について、「国連被害者人権宣言」（1985 年）を念頭に、被害者が真の権利の主体となる社会を構想し、推進してほしい。このような、実態とニーズの調査等の取組みを不断に続けてほしい。社会正義実現には被害者が真の権利主体になることが不可欠で、そのために「国連被害者人権宣言」を基本に、「犯罪被害者等基本法」の理念と意義を定着させる等、正しい被害者理解を社会の隅々に広げることが今後の大きな課題と考える。犯罪被害者等基本法の制定は、当事者にとって新たな光明であり、昨年 12 月に刑事裁判への被害者参加が実施に移されたことは、被害者の尊厳と権利のための課題（知る権利の確立、加害者の公正な処罰、被害回復、二次被害を受けない権利の確立）にとって、まさに画期となった。しかし、その「実質化」～被害者の尊厳が護られ、二次被害が根絶される～には、今なお克服すべき課題がある。権利意識が希薄な我が国では、被害者への偏見が根強く残り、被害者の落ち度を殊更問題にする傾向や、被害者の発言を「被害者感情」という言葉で括り、およそ理性的ではないものと曲解する。また、被害者の尊厳と権利にとっての前提問題でもある、（事件の真相等を）「知る権利」が未だ不当に制限され、「死人に口なし」の杜撰捜査の事例もあること等である。とりわけ、重大な死傷被害を伴う交通事故について、「事故」として軽く扱うことなく、殺人・傷害事件被害と同等に扱って欲しいと願う。 ● 以下、事件直後の配慮事項等、支援のありかたについてのメモである。①遺族にとっては、肉親との今生の別れとなるかもしれない状況の中で、静かな看取りを可能とする各段階での配慮が必要、②遺族が当然抱く疑問～事件の状況、加害行為の詳細等について、担当の警察官から必要なことを伝えられ、疑問を尋ねられる状況が作られていること。③直後に対応する支援者は、被害者支援に熟知し、被害者の心情を理解できる経験豊富な人でなくてはならない。支援者の人材の系統的な育成に力を注いでほしい。また、事件内容や被害者の状況は千差万別である。直接接する支援者は複数で対応し、その中でも相談しやすい人（相性もあると思う）を遺族の方で選ぶことができるという配慮も必要。④被害者等への支援が十分に行われ、回復への道へ進むためには、被害の体験者同士の相互支援が不可欠である。被害者団体の存在等が情報として与えられるような手だても必要である。 ● 私たちの活動は、諸外国に比べて大きく遅れている我が国の一部を正してゆく活動であり、国が拒否していることを実現するのであるから、現状で国が支援することは考えられない。しかし、国の機関の構成員の中にも、日本の犯罪被害者が置かれている実情に対して、これでよいと考えている人ばかりではないと思う。犯罪被害者に人間らしい生活を保障するのは、政治の仕事だと思うが、行政に携わる皆さんにも、是非理解をお願いしたいと考える。サリン事件は国家的テロと位置付けて補償されたようだが、私たちは大規模な一般犯罪であり、私たちの一般犯罪被害者と大きな差があるもの。特別扱いはおかしいと思う。補償は平等にしてほしいと考える。 ● 当事者による任意団体の地位の確立。NPO ではないが、社会的な団体として認められるそのような位置づけがあればと希望する。今年、行事の支援を警察に依頼したところ、「一般の人の要望は受けられない」と一切の協力を断られた。被害者団体として、安全と警護を求めたが、「一般人」という認識に驚いた。被害者団体のあやふやな位置を痛感した。